

山梨県公報

第千四百二十号

平成十五年

十月二日

木曜日

目次

麻しんの予防接種を行う医師	六一五
結核予防法に基づく医療機関の指定	六一五
家畜伝染病の発生	六一五
腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定	六一五
土地収用事業の認定	六一六
道路の区域変更(三件)	六一七
道路の供用開始(三件)	六一七
廃川敷地等(二件)	六一八
建築基準法に基づく道路位置指定	六一八
収納代理金融機関の指定の一部改正	六一九
国土調査の成果の認証	六一九
土地区画整理組合の事業計画の変更認可	六一九
開発行為に関する工事の完了について	六一九
人事委員会	六一九
特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	六一九
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	六一〇
公安委員会	六一〇
遊技機の型式の検定	六一〇

告示

山梨県告示第四百七十四号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名 戸田 孝子

予防接種を行う主たる場所 北都留郡上野原町上野原三千百九十五番地 上野原町立病院

山梨県告示第四百七十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
有限会社みやびヤマメ薬局	山梨市上神内川千五百二十五番地
ハーティいしもり薬局	山梨市下石森千三百三十八番地二十四
有限会社さくら上野原薬局	北都留郡上野原町上野原三千百九十番地

山梨県告示第四百七十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	七	御坂町藤野木	平成十五年九月三日

山梨県告示第四百七十七号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十五年十月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 指定区域 東八代郡御坂町大字上黒駒並びに大字藤野木字浦通
- 二 指定家畜の種類 指定区域で飼育されているみつばち
- 三 指定の概要 指定期間 平成十五年九月三日から当分の間
- 四 その他必要な事項 指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、東部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第四百七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年十月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 起業者の名称 八代町
- 二 事業の種類 八代町学校給食センター建設事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 東八代郡八代町岡字小原地内
 - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
 - 1 法第二十条第一号要件 八代町学校給食センター建設事業（以下、「本事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置するその他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。
 - 2 法第二十条第二号要件

起業者は、用地補償費及び建築工事費等については既に財政措置を講じており、また、備品購入費等については平成十五年度に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

（一）本事業は、既存の給食センターを、場所を移して新築する事業である。既存施設は、建築後十七年を経過しており、老朽化が進んでいる。また、特に設備の老朽化が著しいため、作業効率の面で支障を来しているが、施設が狭あいであるため、新たな設備の導入が困難な状況である。さらに、0 157 予防対策等の衛生管理面からも万全な対策がとれない状況となっている。本事業により設置する新給食センターは、学校給食衛生管理の基準（平成九年四月一日付け文体学第二百六十六号文部省体育局長通知。以下「基準」という。）に適合した施設・設備であり、食中毒防止等の衛生管理面、作業効率等に充分配慮した施設であると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

（二）本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微であると考えられること。

（三）起業地は、給食の配送の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

（四）本事業に係る起業地の範囲は、予定給食供給数及び基準等から積算した施設規模等としており、必要な範囲であると認められること。

（五）（一）から（四）までの理由により、本事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、第四次八代町総合計画第三次実施計画に位置付けられた事業である。また、学校給食施設等定期検査において、建物の広さ等が改造、修理を要するものと診断される等、早急に施行する必要性が高い事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4 まで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

山梨県告示第四百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十五年十月二十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中道塩山線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
東八代郡八代町大字米倉字向田一〇九四番の一地先から 東八代郡八代町大字米倉字梓田九四四番の一地先まで		七・五	一一・〇	七・五 一三・〇	二四七・〇
		一三・〇	一四・七		
					二四七・〇

山梨県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十月二十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天神平甲府線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
甲府市天神町一七七番の一地先から 甲府市天神町一七七番の一地先まで		八・六		八・六	一四五・〇

山梨県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十五年十月二十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 深沢等々力線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
東山梨郡勝沼町大字勝沼字別所三四八二番の三五地先から 東山梨郡勝沼町大字勝沼字別所三六一八番の地先まで		一五・八	一五・八	一五・八 二六・八	二五・八
		二六・八	一五・八		
					二四・〇

山梨県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十五年十月二十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	藤代石和線	東八代郡石和町大字四日市場字 長塚南割一〇九〇番の一地先から 東八代郡石和町大字四日市場字		一三〇・〇	平成十五年 十月二日

長塚北割二一九一番の三地先
まで

山梨県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十月二十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲府南アルブス線	甲府市上石田一丁目四四三番の一地先から 中巨摩郡昭和町大字西条新田字 北河原六七四番の六地先まで	二〇二八・〇	平成十五年 十月二日

山梨県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年十月二十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	梁川猿橋線	大月市猿橋町大字藤崎字水舟五七一番の一地先から 大月市猿橋町大字猿橋字越路一三七七番の一地先まで	一八三・〇	平成十五年 十月二日

山梨県告示第四百八十五号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。
平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 尾白川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十五年十月二日
- 三 廃川敷地等の位置 北巨摩郡白州町大字台ヶ原字向田千六百四十五番一地从先から千七百一番七地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 千三百八十八・三五平方メートル

山梨県告示第四百八十六号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。
平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 尾白川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十五年十月二日
- 三 廃川敷地等の位置 北巨摩郡白州町大字台ヶ原字横山九百七十二番十地从先から九百六十四番二地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 一万八千二百五十八・五七平方メートル

山梨県告示第四百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置 南都留郡山中湖村山中字南中原二七四番五
- 二 道路の幅員 六・〇メートル
- 三 道路の延長

四十六・一四メートル

山梨県告示第四百八十八号

収納代理金融機関の指定（平成十三年山梨県告示第二百一十号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

表中「櫛形支店」を「南アルプス支店」に改める。

公 告

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 調査を行った者の名称

身延町及び市川大門町

二 調査を行った時期

身延町 平成十一年十二月一日から平成十二年三月十六日まで

市川大門町 平成十二年九月二十六日から平成十三年三月二十五日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

身延町大字粟倉の一部地区

市川大門町大字八之尻の一部地区

五 認証年月日

平成十五年九月二十二日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 組合の名称

富士吉田市向海土地区画整理組合

二 事務所の所在地

富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内

三 施行地区

富士吉田市小明見字海端、小原、御伊勢山及び丸の各一部

四 設立認可の年月日

平成二年十二月五日

五 変更後の事業施行期間

平成二年度から平成十五年度まで

六 変更認可の年月日

平成十五年九月二十四日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年十月二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町押越字氏神一〇二二の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西新居百五十六番地一 グラン・ソル諸星三百六 山内紀幸・山内

淳子

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十六号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十月二日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

株式会社三洋物産 代表取締役
 役 金沢要求
 愛知県名古屋市中千種区今池三
 丁目九番二一
 号

ぱちんこ遊技
 機
 規則第六条第
 一号イ(別表
 第二)
 第一種特別電
 動役物

CRキン
 グパニツ
 クJ

株式会社
 三洋物産

三〇〇六五五

株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRおさ かな物語 MA2	株式会社 ニユーギ ン	三〇〇六四六
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRおさ かな物語 MB	株式会社 ニユーギ ン	三〇〇七〇六
株式会社エレコ 代表取締役 福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一 番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ピースト サップE	株式会社 エレコ	三四〇六一九
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一 番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ゴールド XR	株式会社 ミズホ	三四〇六二三
株式会社三洋物産 代表取締役 役 金沢要求 愛知県名古屋市中千種区今池三 丁目九番二一 号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRミラ クルマジ ツクM2	株式会社 三洋物産	三〇〇五一九
株式会社三洋物産 代表取締役 役 金沢要求 愛知県名古屋市中千種区今池三 丁目九番二一 号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRミラ クルマジ ツクL7	株式会社 三洋物産	三〇〇五四六

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番